**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

**貴施設は受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法第 25 条に違反しています**

**法律に従って受動喫煙対策をしてください**

(裏面をご覧下さい)

**★厚生労働省分煙効果判定基準　(2002 年 6 月 12 日公表)**

**方法 1.全面禁煙　方法 2.排気装置による完全分煙**

**(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)**

**参考ホームページ　http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/**

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）

## ★健康増進法　（2003 年 5 月 1 日施行）

### 受動喫煙の防止

第２５条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、※その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。

（2003 年 4 月 30 日厚生労働省健康局長通知）